

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日に当たる翌日)

退任した役員の氏名及び住所

鳥取県知事 西尾邑次

監事 吹野美彰 西伯郡淀江町大字西原九六一
平成八年三月三日退任

就任した役員の氏名及び住所

監事後藤秀雄 西伯郡淀江町大字西原六八八

平成八年四月一日就任 任期平成十一年十月十九日まで

目次

◇告示 土地改良区の役員の就退任(二件) (農村整備課)

保安林の指定予定(五件) (森林保全課)

保安林の指定の解除予定(二件)

告示

鳥取県告示第六百三十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大山開拓中山町地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があるので、同条第十七項の規定により告示する。

平成八年九月十三日

鳥取県告示第六百三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大山開拓中山町地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があるので、同条第十七項の規定により告示する。

退任した役員の氏名及び住所

理事長田潤之助 西伯郡中山町下市八四四

安藤洋二郎 西伯郡中山町松河原一四三五一一八

西古英夫 西伯郡中山町下市八五一〇一

岡村稔 西伯郡中山町下市八四四一〇一

岡村敬子 西伯郡中山町下市八四八一七七

古家光男 西伯郡中山町下市八四二一三五

橋井剛彦 西伯郡中山町殿河内七六五一〇

平成八年五月五日退任

(役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百三十六号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十一年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 1 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字御机字本谷七〇七の二

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採要件

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をことができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二 1 保安林予定森林の所在場所

日野郡溝口町中祖字権現下タ二、四、六、古市字下モ平七七二、字山根田平ラ一

七七六から七七九まで、福島字家ノ上エ三二三の一、日南町三采字地蔵平ラ一二二の一、一二三五

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇家ノ上エ三二三の一（次の図に示す部分に限る。）

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(2) 主伐として伐採をができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(4) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

三 1 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町霞字塔田八九七、字牛休平ラ一二〇六の一（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(4) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百三十七号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

気高郡青谷町大字青谷字赤尾坂五一二一、五一二二、五一二八、五一二九の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百三十八号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十条の規定により告示する。

平成八年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

西伯郡西伯町大字猪小路字権善山二二、二三の一、二四、二六、二七、三三、大字北方字夏焼谷五九一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百三十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字大道二三六九の五〇から二三六九の五九まで

5 平成8年9月13日 金曜日

鳥取県公報

第6809号

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため